

## 新宮市手話言語条例

### (目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及及び理解の促進（以下「手話の普及等」という。）を図り、かつ、地域において手話を使用しやすい環境を整備するための市の責務及び市民等の役割を明らかにすることにより、ろう者（聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）とろう者以外の者が互いを理解し、尊重し合う共生社会の実現に資することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 手話は、独自の言語体系と歴史的背景を有する文化的所産であると理解されることを基本とし、手話の普及等は、手話を必要とする市民が手話による意思疎通を円滑に行う権利を有し、その権利は最大限尊重されるべきであるとの認識に基づいて行われなければならない。

### (市の責務)

第3条 市は、基本理念にのっとり、手話の普及等を図り、手話が使用されやすい環境を整備するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話の普及等に関する施策
- (2) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項の施策の推進にあたっては、関係機関と連携を図り、ろう者、手話通訳に携わる者及びその他の関係者と協働して実施するものとする。

### (市民等の役割)

第4条 市民及び事業者（商業その他の事業を行うものをいう。）は、第2条に定める基本理念に対する理解を深め、前条第1項各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。

### (学校等における理解の促進)

第5条 市は、学校教育等の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供及び手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。